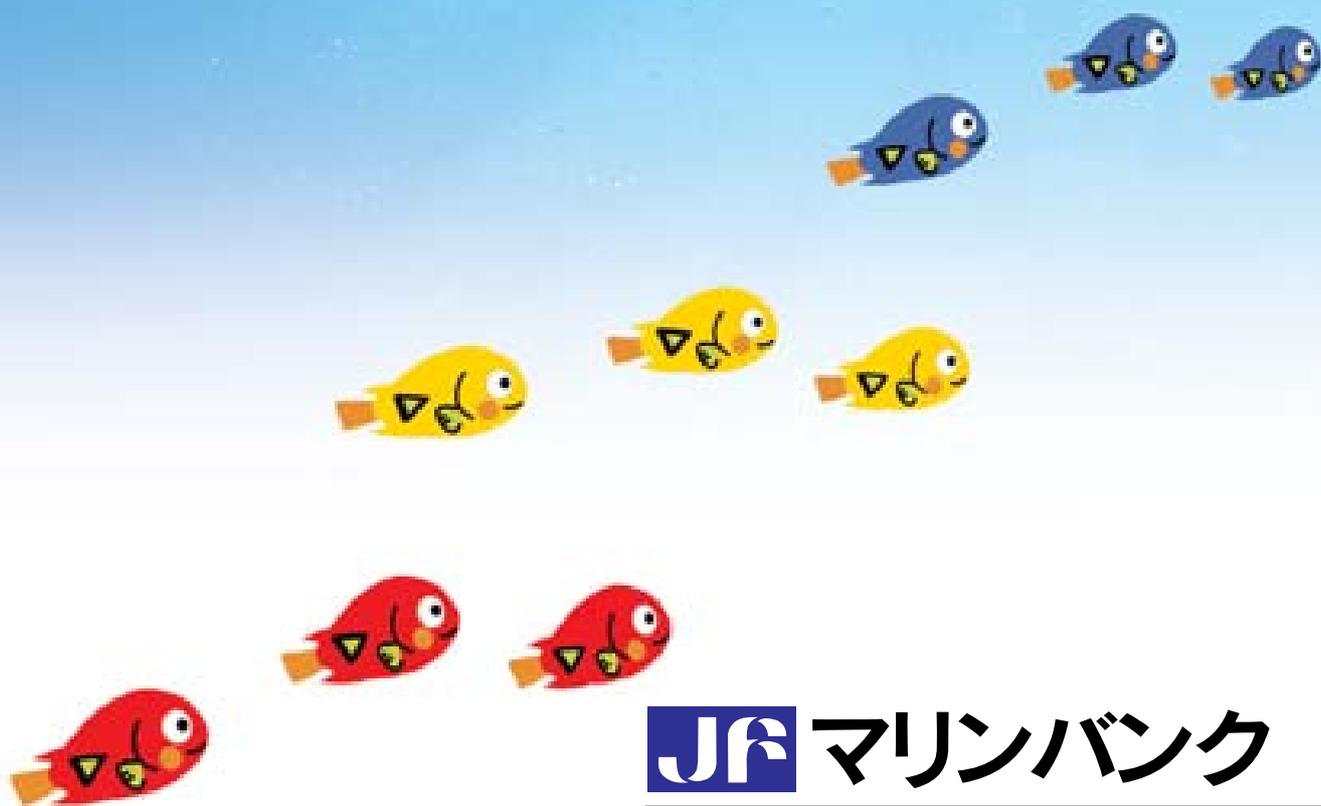


しんぎよれんの現況

2009



JF マリンバンク

愛媛県信用漁業協同組合連合会

も く じ

1. ごあいさつ	1
2. 経営方針	
●経営理念	2
●貸出運営についての考え方	2
●わたしたちJFのめざすもの	3
3. 本会の組織	
●組織機構図	4
●会 員 数	5
●役 員	5
●職 員	5
●協 同 会 社	5
●特定信用事業代理業の状況	5
●店 舗 一 覧	6
●自動機器の設置状況	6
●店舗所在地	7
4. 事業運営	
●リスク管理態勢	8
●法令等遵守態勢	10
●個人情報保護態勢	12
●金融商品の勧誘方針	14
5. 沿革・歩み	15
6. 事業のご案内	16
7. 商品・サービスのご案内	17
8. 手数料一覧	
●内国為替の取扱手数料	22
●自動機手数料	22
●両替手数料	23
9. 社会的責任と貢献活動	24
10. トピックス	24
11. 資 料 編	
●業 績	25
●貸借対照表	27
●損益計算書	28
●注 記 表	29
●キャッシュ・フロー計算書	34
●剰余金処分計算書	35

●貯金	
■種類別・貯金者別貯金残高	36
■科目別貯金平均残高	36
■財形貯蓄残高	36
●貸出金	
■種類別・使途別・貸出者別貸出金残高	37
■科目別貸出金平均残高	37
■貸出金担保別内訳	38
■債務保証担保別内訳	38
■業種別貸出金残高	38
●有価証券	
■種類別有価証券平均残高	39
■有価証券残存期間別残高	39
■有価証券の含み損益	40
■保有有価証券の利回り	40
■オフバランス取引の状況	40
■先物取引の時価情報	40
■オプション取引の時価情報	40
●受託業務・為替業務等	
■受託貸付金の残高	41
■内国為替の取扱実績	41
●平残・利回り等	
■粗利益	42
■業務純益	42
■資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	42
■受取・支払利息の増減額	43
■経費の内訳	43
●諸指標	
■最近5年間の主要な経営指標	44
■経営諸指標	44
●自己資本の充実の状況	45
●リスク管理情報等	
■リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額	55
■金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額	56
■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	57
■貸出金償却の額	57
12. ●財務諸表の正確性等にかかる確認書	58

ごあいさつ

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当連合会及び愛媛県下JFマリンバンクの業務運営に対しまして、格別のご理解・ご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も当連合会へのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「2009しんぎょれんの現況」を作成いたしました。ご参考にしていただければ幸いです。

さて、本県の漁協信用事業は、協同組合運動の理念の下、県下漁協の中核金融機関として、会員等ご利用者の皆様方からの信頼に応えるため機能整備に努めてまいりました。

県下の漁業情勢は、漁船漁業における魚価安、魚類養殖業の出荷の鈍化、真珠養殖業でも大幅な価格低下となり、昨年から続く燃油及び餌料高騰によるコスト増大と相まって、漁協・漁家の経営は依然として厳しい状況にあります。

このような状況下、当連合会といたしましては、事業量（貯金）の確保を実現するとともに、県下JFマリンバンク全体として活力ある「浜の金融機関」を目指し、加えて信頼性確保のため「あんしん体制（信用事業安定運営責任体制）」の確立を図り、漁村及び地域社会から信頼されるJFマリンバンクとなるよう経営努力してまいります。

また、平成21年2月に発覚いたしました当連合会職員による不祥事件につきましては、皆様へ大変なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、また県下漁協信用事業の永年培ってまいりました信頼を損う状況になったこと等に対し、心からお詫び申し上げます。今後は二度とこのような不祥事が起こらないように、役職員が一丸となって再発防止のための諸施策を徹底し、一日も早い信頼回復に向けた努力を行ってまいりたいと存じますので、今後ともより一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年7月



代表理事会長

高 取 武 則

経営方針

●経営理念

当連合会は、協同組合運動の理念の下、県下漁協信用事業組織（24自立漁協及び16代理店）の中核として、会員と組合員の強い信頼と負託に応え、その社会的、経済的地位の向上と漁協信用事業の健全な育成のため最大の奉仕を行うとともに、会員と組合員からの資金需要に適切に応えることにより、水産業の振興及び漁村地域社会の発展に貢献できるよう県下漁協と一体となり事業展開いたします。

この経営理念の実現のために、以下の事項を重点的に取り組むことといたします。

《重点取組事項》

- ①信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）への展開
- ②事業量確保に向けた推進活動の展開
- ③会員及び漁業者等の資金需要に対する積極的融資対応
- ④不良債権の計画的圧縮と延滞の早期解消
- ⑤内国為替の適切かつ確実な取扱いと漁協指導、国庫金や公共料金の利用拡充による家計のメイン化推進
- ⑥役職員へのコンプライアンス意識の醸成と職員教育の効果的实施による内部管理の強化及び再発防止策の実践
- ⑦内部監査業務による本会事業運営の健全化と能率化への取り組み

●貸出運営についての考え方

貸出金平残400億円を目標に、信用リスクに留意しつつ、会員及び漁業者等の資金需要に対し、積極的な融資対応を行います。特に、今年度は国の経済対策に基づく漁業者の支援に取り組みます。

《具体的実践事項》

- ①経済対策支援事業の取り組み
- ②組合員に対する漁業近代化資金を中心とした制度資金の推進
- ③不良債権の計画的圧縮

●わたしたちJFのめざすもの

生命誕生の起源である母なる海の恵みを受けて、漁業は、水産食料の供給を担うとともに、地球の約7割を占める海の環境を守る水の番人としても大切な役割をもっています。

我が国の漁業者はこれらの役割を発揮し、海洋と国土の保全、国民経済の発展、そして豊かな社会の実現に寄与してきました。

また、わたしたちJFは漁業を基盤とする組織として、漁業協同組合運動の歴史を通じ、漁業者の生活安定、漁業と漁村の発展に貢献してきました。

これからも、わたしたちJFの組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、明日に向けて、協同組合原則（自主、自立、参加、民主的運営など）に基づき行動します。

そして、我が国と世界の協同組合の仲間と連携し、また、消費者や地域とのつながりを深め、「人を大切にする社会」、「民主的で公正な社会」の実現に努めます。

このため、わたしたちJFの組合員・役職員は次のことを宣誓し、責任をもって行動します。

J F 網 領

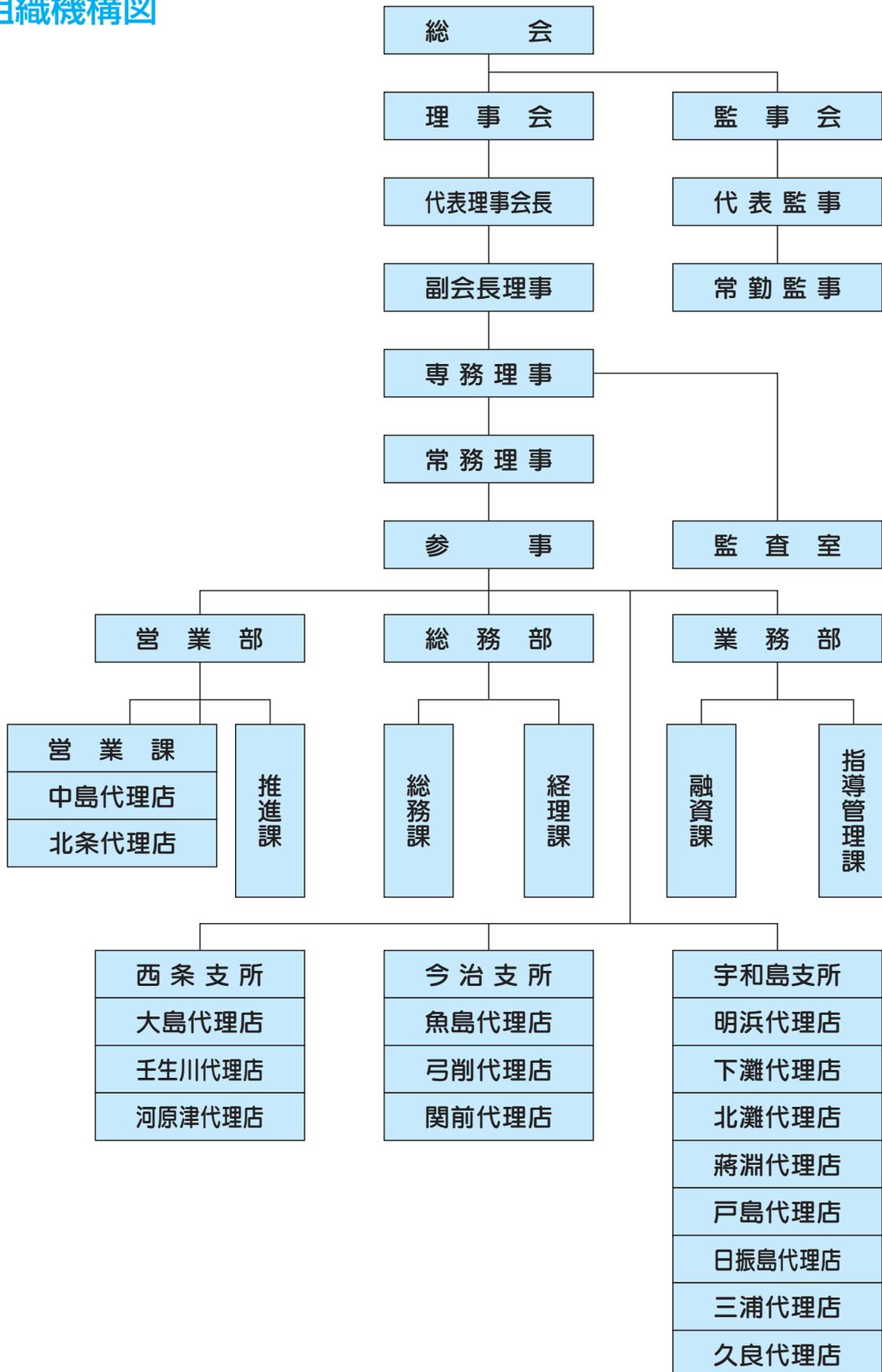
- 一、海の恵みを楽しむすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。
- 一、食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。
- 一、都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。
- 一、JFの利用・参加によって、協同の成果を高めよう。
- 一、自主・自立、民主的運営を基本に、JFを健全に経営しよう。
- 一、協同の理念を学び、実践を通じて共に生きがいを追求しよう。

そして、わたしたちJFの組合員・役職員は、これらの社会的な使命や役割をしっかりと果たすことが出来るよう、また、消費者や国民から大きな信頼が得られるよう、常に、事業・組織・経営の革新に努めます。

※「JF」とは、漁協系統イメージ刷新運動に係る統一呼称であり、J a p a n F i s h e r i e s c o o p e r a t i v e sの略称です。

本会の組織

●組織機構図



●会 員 数

資 格 別	19年度末	20年度末	増 減
正 会 員	75	74	△1
准 会 員	0	0	0
合 計	75	74	△1

●役 員

(平成21年6月末現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事会長	高 取 武 則	理 事	竹 本 敏 美
副 会 長 理 事	西 村 忠	理 事	宮 住 将 寿
専 務 理 事	高 木 宏 幸	理 事	廣 瀬 佐 代 治
常 務 理 事	横 田 崇	理 事	濱 田 伊 佐 夫
理 事	高 原 康 能	代 表 監 事	向 井 昌 寿
理 事	木 村 満 郎	監 事	本 田 義 雄
理 事	向 井 宏 吉	監 事	對 尾 眞 也
理 事	井 上 幸 信	監 事	坂 本 猪 明

(注) 代表監事 向井昌寿は、員外監事です。

●職 員

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
参 事	3	2	2	2	2
男 性 職 員	23	22	22	23	19
女 性 職 員	21	19	20	19	17
嘱 託・常 様 人	0	1	1	1	3
合 計	47	44	45	45	41

●協同会社

該当ありません。

●特定信用事業代理業の状況

該当ありません。

●店舗一覧

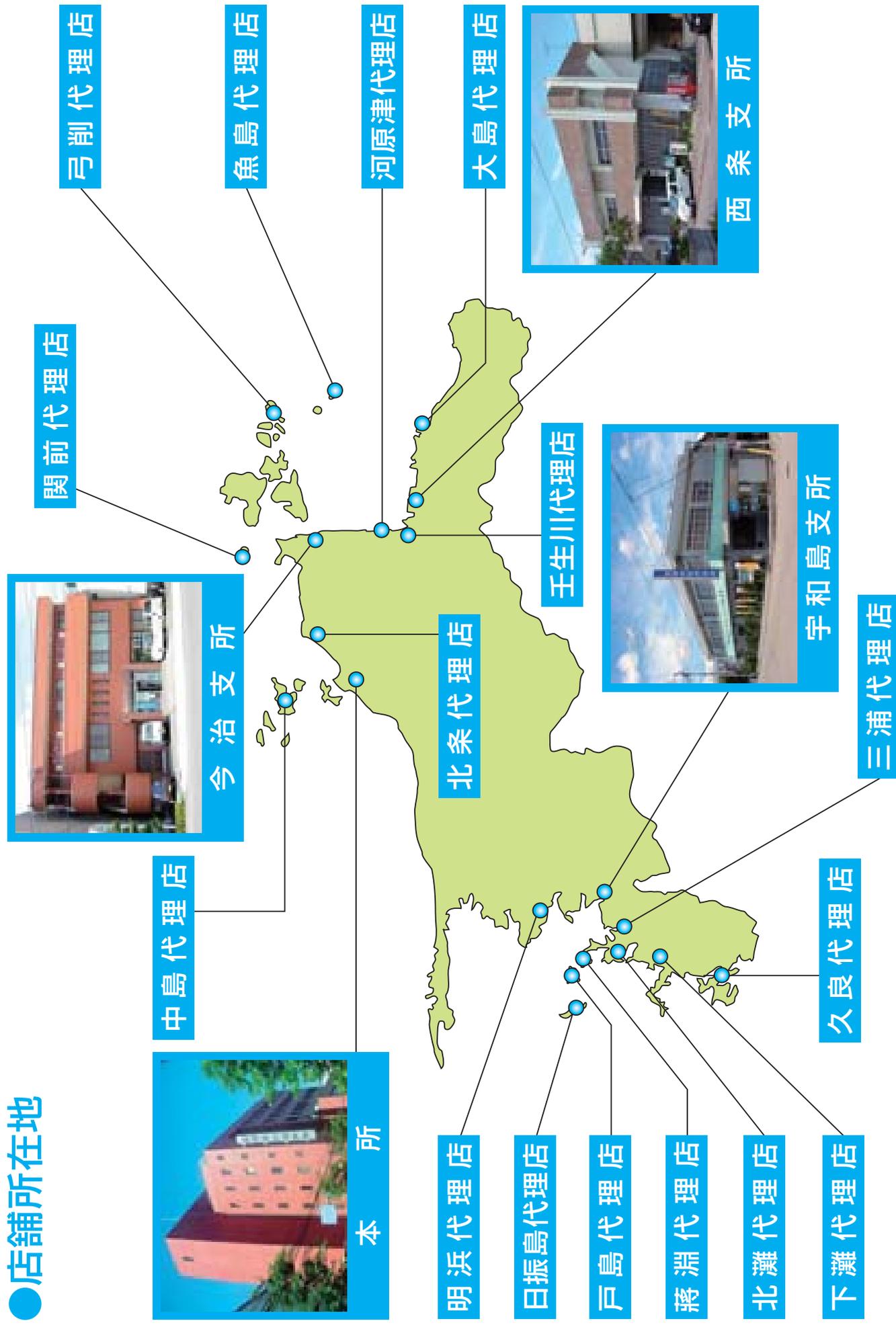
店舗名	所在地	代表電話番号
本所	松山市二番町4丁目6番地2	(089)933-8714
中島代理店	松山市小浜甲2824番地	(089)997-0144
北条代理店	松山市北条辻1456番地	(089)992-0129
西条支所	西条市朔日市893番地10	(0897)55-4194
大島代理店	新居浜市大島甲1591番地	(0897)46-1005
壬生川代理店	西条市壬生川547番地7	(0898)64-2019
河原津代理店	西条市河原津甲241番地5地先	(0898)66-5032
今治支所	今治市恵美須町1丁目4番地3	(0898)31-0039
魚島代理店	越智郡上島町魚島1番耕地1362	(0897)78-0021
弓削代理店	越智郡上島町弓削下弓削839番地3	(0897)77-2121
関前代理店	今治市関前岡村甲80番地第2	(0897)88-2001
宇和島支所	宇和島市築地町2丁目507番地	(0895)22-1232
明浜代理店	西予市明浜町狩浜1番耕地215番地	(0894)65-0311
下灘代理店	宇和島市津島町嵐番外23番地2	(0895)35-0221
北灘代理店	宇和島市津島町北灘甲1032番地	(0895)32-2850
蔭淵代理店	宇和島市蔭淵1122番地	(0895)63-0321
戸島代理店	宇和島市戸島2218番地	(0895)64-0001
日振島代理店	宇和島市日振島1682番地	(0895)65-0321
三浦代理店	宇和島市三浦西3566番地5	(0895)29-0231
久良代理店	南宇和郡愛南町久良1200番地2	(0895)72-1225

●自動機器の設置状況

ATM（現金自動預入・支払機）、CD（現金自動支払機）の設置台数

項目	区分	店舗内	店舗外
漁協設置	C D	0	0
	A T M	0	0
信漁連設置	C D	0	0
	A T M	0	3

●店舖所在地



● リスク管理態勢

■ 基本方針

金融自由化・国際化・規制緩和が急速に進展する中で、金融機関が直面するリスクもまた多様化・複雑化しており、より一層の管理能力を問われています。

当連合会では、こうした認識のもと、会員等ご利用者の皆様に安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると考えております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理にかかる方針を策定し、認識すべきリスクやそれをコントロールする管理態勢など、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めています。

なお、当連合会における各諸リスクへの対応は以下のとおりです。

■ 信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会は、理事会において個別の重要案件又は大口案件については対応方針を決定しており、その他通常の貸出取引については、本所に業務部融資課を設置し各支所と連携を図りながら与信審査マニュアル、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。

不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行い、その結果、貸倒引当金については、「償却及び引当金計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めると共に、その内容について理事会に付議することとしています。

■ 市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3要素からなっています。

当連合会では、余裕金運用にあたって、その健全な運用を図るため、経営方針、資金の運用調達構造、リスク負担能力及び本年度収支見込等を考慮の上、年度毎に運用方針を定めると共に、「余裕金運用規程」及び「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づき、定期的に余裕金運用会議を開催して、理事会に報告する態勢を構築しています。

■流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当連合会では、預け金等の資金繰りリスクについて、総務部経理課が月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努め、総務部総務課においてその管理状況をチェックすると共に、定期的に余裕金運用会議において協議する態勢をとっています。

■オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当連合会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、リーガルなどについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義づけ、事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きを整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する態勢を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

■事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、各部署における自店検査の実施等による事務リスクの削減に努めています。

さらに、事務処理の適正化、事故及び不祥事の未然防止等の観点から、内部監査の専門部署を設置し、「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」に基づき、毎年度全部署を対象に内部監査を実施しております。

また、職員の長期職場離脱の実施や長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動を行う等、事故・不正防止に努めるとともに、各種研修を通じて事務処理ミスの未然防止や職員の資質向上に努めています。

■システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、コンピュータシステムの安全かつ円滑な運用に努めるとともに、万一の不測の事態に備え、「危機管理計画」及び「危機管理事務マニュアル」を策定し、本計画が発動された場合には、危機管理体制に移行する態勢を構築しています。

●法令等遵守態勢

■基本方針

個人・団体・企業を問わず、日常の行動にあたっては、定められた法令等を遵守しつつ、活動することが当然のこととして求められています。

また、国内外における社会経済情勢の変化や構造改革に伴い、企業経営のあり方そのもの、また相次ぐ不祥事件の発生によりその社会的責任が強く問われる中、コンプライアンス態勢の整備・強化と、より公正・透明な経営が求められています。

このような社会的背景のもと、当連合会においても法令等遵守に対する取り組みを最重要課題の一つと位置付け、金融システムの一員として、引き続き信頼を確保し、漁協系統金融機関としての基本的使命や社会的責任を果たしていけるよう、今後もコンプライアンス意識の強化や態勢整備を図り、ディスクロージャー（情報公開）とアカウントビリティ（説明責任）を重視した透明性の高い業務運営を行っていくよう、不断の努力を積み重ねていく方針です。

具体的には、平成12年4月に下記の「法令等遵守に係る基本方針」を策定し、更には、コンプライアンス経営がより具体的に業務運営や役職員の業務行動に反映されるよう「コンプライアンス・マニュアル」を制定いたしました。

また、コンプライアンス勉強会の実施及び各種研修の受講等を通じて、役職員のコンプライアンス意識の向上・浸透に努めております。

今後につきましても、常に信頼される金融機関を目指し、役職員一人一人が倫理観の醸成と不正を許さない職場づくりに取り組んでまいります。

《法令等遵守に係る基本方針》

（漁協系統信用事業の使命）

1. 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図ります。

（質の高い金融サービスの提供）

2. 漁業生産ならびに会員等ご利用者の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献します。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な信漁連運営を遂行していきます。

（反社会的勢力との対決）

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

（会員等ご利用者・地域社会とのコミュニケーション）

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした信漁連らしい活動等を通じて、会員等ご利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図っていきます。

■ 運営態勢

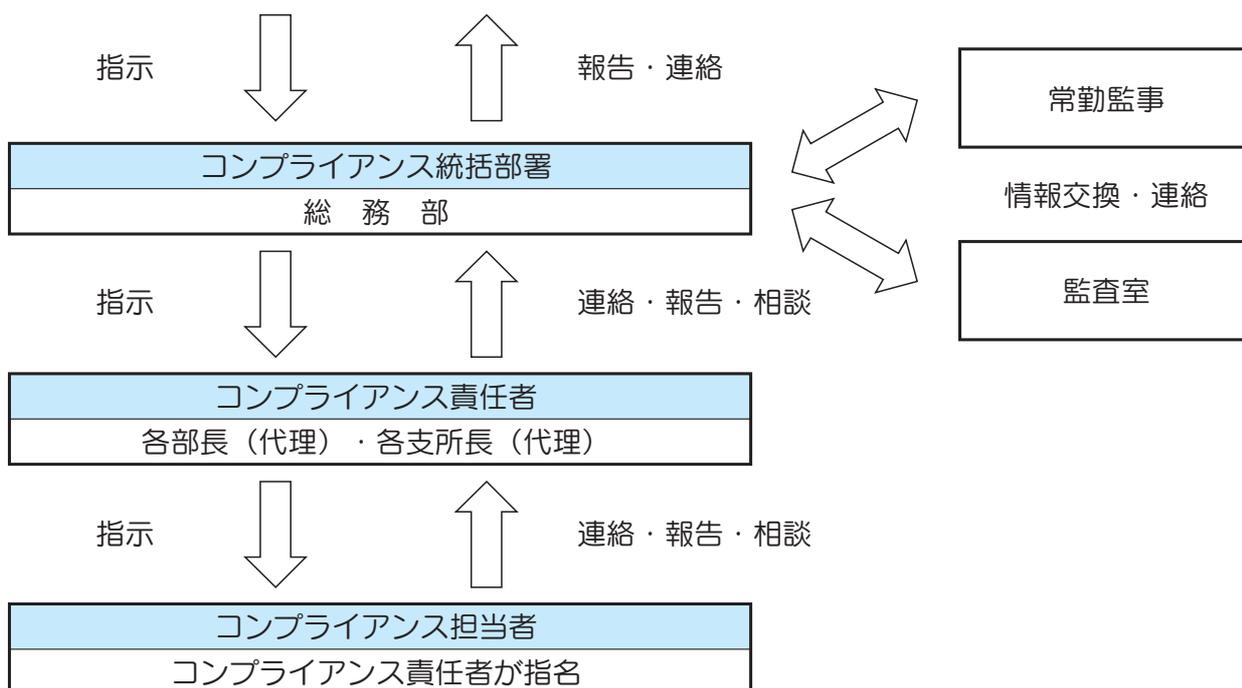
当連合会のコンプライアンス態勢は、コンプライアンス推進委員会、コンプライアンス統括部署（総務部）、コンプライアンス責任者を中心に運営しています。

半年毎に開催されるコンプライアンス推進委員会（委員長：代表理事会長）では、当連合会のコンプライアンスに関する基本事項等が審議され、これらの事項は、理事会で協議・決定のうえ実施されます。

また、コンプライアンス統括部署は、各部署との連絡・相談や会内への教育・啓蒙にあたるとともに、各部署に統括部署との連絡窓口となるコンプライアンス責任者を配置すること等により、コンプライアンスの浸透・徹底を図っています。

更に、コンプライアンス態勢の整備や、研修等によるコンプライアンス推進活動など、当連合会に関する年間の実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として定め、コンプライアンスが着実に浸透するよう取り組んでいます。

コンプライアンス推進委員会	
委員長	代表理事会長
委員	専務理事・常務理事・参事（本所常駐）・総務部長・監査室長（事務局：総務部）
出席者	常勤監事・アドバイザー
審議事項	①コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進 ②コンプライアンス・マニュアル、関連諸規程等の制定・見直し ③コンプライアンスにかかる具体的実践計画の検討ならびに定期的な進捗管理及び施策評価 ④コンプライアンスにかかる重要な要整備事項の検討 ⑤コンプライアンスにかかる重要な本会内外の情報等に関すること



●個人情報保護態勢

■個人情報保護法への取り組み

当連合会は、会員等ご利用者の皆様よりお預かりした個人情報を正しく取り扱うことが社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

《個人情報保護方針》

1. 当連合会は、個人情報を取り扱う際に、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「法」という。）をはじめ、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、利用目的を可能な限り特定した上、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。
3. 当連合会は、個人情報を取得する場合は、適正な手段で取得するものとし、また、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知又は公表します。
但し、ご本人から、書面により直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当連合会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また、個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員等及び委託先を監督します。
5. 当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを当連合会以外の第三者に提供しません。
6. 当連合会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 当連合会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し、迅速かつ適切に取り組み、そのための内部管理体制の整備に努めます。
8. 当連合会は、取り扱う個人情報につき、役職員等に適正な情報管理を周知徹底させるため、計画的に教育・研修等を行います。
9. 当連合会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどにより、本保護方針の適正な実施運営及び継続的な改善に努めます。

■情報セキュリティへの取り組み

当連合会は、会員等ご利用者の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及びお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と厳正な取扱いの実践に努めることが社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

《情報安全管理基本方針》

1. 当連合会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、会全体で情報安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理体制を確立し、維持改善に努めます。

●金融商品の勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

《勧誘方針》

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

沿 革 ・ 歩 み

昭和24年度	愛媛県信漁連設立（設立時会員数83組合、出資金100万円）
昭和32年度	共同化資金融資制度が発足
昭和33年度	信漁連今治・宇和島事務所開所
昭和35年度	信漁連西条事務所開所
昭和38年度	農林漁業金融公庫業務代理開始
昭和39年度	愛媛県水産会館落成
昭和40年度	農林漁業団体職員共済組合業務代理開始
昭和41年度	住宅金融公庫業務代理開始
昭和44年度	愛媛県漁業近代化資金融資制度が発足
昭和47年度	全国漁協信用事業相互援助制度に加入
昭和48年度	農水産業協同組合貯金保険機構に加入
昭和51年度	農林中央金庫業務代理開始（内国為替業務）
昭和53年度	国民金融公庫業務代理開始
昭和54年度	全銀内為制度に加盟
〃	国庫金振込事務取扱開始
〃	信漁連南宇和支所開所
昭和62年度	国債等窓販業務の取扱開始
平成元年度	全国漁協信用事業オンラインシステム稼動
平成5年度	愛媛県収納代理金融機関指定
〃	全国漁協貯金ネットサービス取扱開始
平成6年度	宇和島支所ATM設置
平成7年度	第4次全銀為替システム稼動
平成8年度	松山市収納代理金融機関指定
平成9年度	農協系統貯金ネット提携開始
平成10年度	南宇和支所ATM設置
〃	MICS提携開始
平成11年度	水協法施行漁連・信漁連創立50周年記念式典
平成12年度	本所ATM設置
〃	郵貯とのネット提携開始
平成13年度	日本マルチペイメントネットワーク運営機構に加入
平成14年度	JFマリンネットバンクサービス開始
〃	国債等窓販業務の取扱廃止
平成15年度	第5次全銀為替システム稼動
〃	全オンセンターと北海道信漁連との信用事業システム統合
〃	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
平成16年度	河原津漁協、関前村漁協、魚島村漁協より信用事業譲受け
〃	決済用貯金取扱開始
平成17年度	今治市・宇和島市収納代理金融機関指定
〃	下灘漁協（宇和島）、壬生川漁協、中島漁協、新居浜市大島漁協、北条市漁協、久良漁協より信用事業譲受け
〃	セブン銀行とのネット提携開始
平成18年度	愛南町収納代理金融機関指定
〃	北灘漁協より信用事業譲受け

平成19年度	セブン銀行・郵便局のATMでの入金取引開始
〃	南宇和支所を廃止し、宇和島支所と統合
〃	弓削漁協より信用事業譲受け
〃	本所ICキャッシュカード対応ATM設置
平成20年度	松山市上・下水道事業収納取扱金融機関指定
〃	明浜漁協、三浦漁協、戸島漁協より信用事業譲受け
平成21年度	蔭淵漁協、日振島漁協より信用事業譲受け

事業のご案内

当連合会は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の信用事業を行っています。この信用事業は、漁協・信漁連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、漁協系統金融として大きな力を発揮しています。

●貯金業務

当連合会は、日々の家計あるいは生活設計のために漁協にお預けいただいた貯金又貯金業務を行っていない会員の組合員及び地域の住民や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

貯金は、普通貯金・定期貯金等各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

また、キャッシュサービスは、県内はもちろん全国のMICS提携金融機関、セブン銀行、ゆうちょ銀行のATM、CDでもご利用いただけます。

●貸出・受託貸付業務

会員漁協への漁業近代化資金等制度資金の原資供給及び購販売事業等の運転資金貸出、会員の組合員への制度資金、営漁資金及び生活資金融資も行っています。

また、一般の皆様にも、住宅ローン、教育ローン、生活ローン等各種ローンを取り揃えていますので、お気軽にご相談ください。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業資金及び教育資金）の融資申込みのお取次も行っておりますので、併せてご利用下さい。

●為替・振替決済業務

学費等の「振込」や手形、小切手類の「取立」、各種年金の自動受取、また電気・電話・水道・NHK等の公共料金の自動支払いもぜひご利用ください。

また、「JFマリンネットバンク」サービスにより、お手持ちの携帯電話・パソコンから、残高照会、振込、振替などの各種サービスがより手軽にスピーディーにご利用いただけます。

商品・サービスのご案内

●貯金業務

■主な貯金商品

種 類	特 色	預 入 金 額	期 間
大口定期貯金	まとまった資金を有利に、かつ確実に増やす最高利回りの商品です。	1,000万円以上	1ヶ月以上 5年以下
変動金利定期貯金	その時々金融情勢に応じて、金利が変わる商品です。	1円以上	1年以上 3年以下
スーパー定期貯金	身近な定期です。1,000万円未満で都合に応じて、期間をお選びください。	1円～1,000万円 未満	1ヶ月以上 5年以下
期日指定定期貯金	1年以上経過すれば、ご希望の日にお引き出しできます。	1円～300万円 未満	1年以上 3年以下
定額積立定期貯金	毎月一定の日に一定の金額を積立てる定期です。	1円以上	1・2・3・ 4・5年
自由積立定期貯金	預入期間内に自由に積立てることができる定期です。	1円以上	1年以上 5年以下
漁協積立定期貯金Ⅰ型	漁協組合員の資産形成のための定期です。プランに合わせて「水揚天引式」と「定額式」のいずれかをお選びいただき、自動振替より積立しています。	1円以上	1年の自動継続
漁協積立定期貯金Ⅱ型	毎月一定額を普通貯金より自動振替し積立しています。一部支払いもできる便利な定期です。	1円以上	1年の自動継続
定期積金	身近な積金です。毎月コツコツ無理なく貯金できます。	1回の預入 100円以上	6ヶ月以上 7年以下
当座貯金	小切手や手形による決済口座として利用いただくための貯金です。	1円以上	出し入れ自由
普通貯金	いつでも出し入れのできるサイフ代わりの貯金です。 個人のは定期性貯金を担保とする総合口座の取扱いができます。	1円以上	出し入れ自由
貯蓄貯金	普通貯金より高利回りで、10万円型と30万円型のタイプがあります。 スウィング機能があります。	1円以上	出し入れ自由
通知貯金	短期間のまとまった資金を有利に運用できます。	1万円以上	定めなし (但し、7日以上 の据置期間必要)
総合口座	1つの通帳で、普通貯金と定期性貯金がセットされており、定期性貯金を担保に借り入れもできます。家計のメイン口座としてご利用下さい。		

商品・サービスのご案内

●貯金業務

■主な貯金商品

種 類	特 色	預 入 金 額	期 間
大口定期貯金	まとまった資金を有利に、かつ確実に増やす最高利回りの商品です。	1,000万円以上	1ヶ月以上 5年以下
変動金利定期貯金	その時々金融情勢に応じて、金利が変わる商品です。	1円以上	1年以上 3年以下
スーパー定期貯金	身近な定期です。1,000万円未満で都合に応じて、期間をお選びください。	1円～1,000万円 未満	1ヶ月以上 5年以下
期日指定定期貯金	1年以上経過すれば、ご希望の日にお引き出しできます。	1円～300万円 未満	1年以上 3年以下
定額積立定期貯金	毎月一定の日に一定の金額を積立てる定期です。	1円以上	1・2・3・ 4・5年
自由積立定期貯金	預入期間内に自由に積立てることができる定期です。	1円以上	1年以上 5年以下
漁協積立定期貯金Ⅰ型	漁協組合員の資産形成のための定期です。プランに合わせて「水揚天引式」と「定額式」のいずれかをお選びいただき、自動振替より積立しています。	1円以上	1年の自動継続
漁協積立定期貯金Ⅱ型	毎月一定額を普通貯金より自動振替し積立しています。一部支払いもできる便利な定期です。	1円以上	1年の自動継続
定期積金	身近な積金です。毎月コツコツ無理なく貯金できます。	1回の預入 100円以上	6ヶ月以上 7年以下
当座貯金	小切手や手形による決済口座として利用いただくための貯金です。	1円以上	出し入れ自由
普通貯金	いつでも出し入れのできるサイフ代わりの貯金です。 個人のは定期性貯金を担保とする総合口座の取扱いができます。	1円以上	出し入れ自由
貯蓄貯金	普通貯金より高利回りで、10万円型と30万円型のタイプがあります。 スウィング機能があります。	1円以上	出し入れ自由
通知貯金	短期間のまとまった資金を有利に運用できます。	1万円以上	定めなし (但し、7日以上 の据置期間必要)
総合口座	1つの通帳で、普通貯金と定期性貯金がセットされており、定期性貯金を担保に借り入れもできます。家計のメイン口座としてご利用下さい。		

●貸付業務

種類	一般資金	制度資金
手形貸付	一般信用貸付 協会保証付貸付 商貯手担保貸付	—
証書貸付	一般証書貸付 協会保証付貸付 住宅資金 各種□—	漁業近代化資金 漁業経営維持安定資金 中山間地域活性化資金 農林漁業共同化資金
当座貸越	一般□座貸越 総合□座貸越	—

■漁業近代化資金

☆漁業近代化資金とは？

長期・低利な資金によって、水産業の経営の近代化を図ることを目的とした制度資金です。漁船建造・漁具取得等の設備資金を中心に幅広い用途の資金が用意されています。

☆長期・低利な理由は？

借入金に対して国・県からの利子補給がありますので、長期かつ低利でご利用いただけます。（県・市町の上乗せ利子補給がある場合、さらに金利が低くなります。）

種類	対象事業	返済期間	融資額
1号資金	20トン未満の漁船の建造・取得・改造及び附属機器の取得	(漁船) 最長15年	20トン以上の漁船を使用して漁業を営む個人・法人 ……………3億6,000万円以内
2号資金	20トン以上の漁船の建造・取得・改造及び附属機器の取得	(機器) 最長7年	
3号資金	漁船漁具保管修理施設、水産物加工施設など	最長15年	水産養殖業を営む法人 …………… 1億8,000万円以内
4号資金	漁船改良造成用機具、水産物等運搬用機具など	最長7年	2つ以上の複合経営者 …………… 1億5,000万円以内
5号資金	漁具、養殖用施設など	最長5年	20トン未満の漁船を使用して漁業を営む個人・法人・水産養殖業を営む個人…………… 9,000万円以内
6号資金	水産動植物の種苗の購入・育成など	最長5年	上記以外の個人…………… 1,800万円以内
			漁村給排水施設…………… 1,200万円以内
7号資金	漁業者研修用施設、漁家民宿施設など	最長20年	特定の漁家住宅…………… 1,800万円以内
			漁家民宿施設…………… 4,000万円以内
8号資金 (農林水産大臣特認)	漁場改良造成施設	最長12年	初度的経営…………… 1,500万円以内 漁協等…………… 12億円以内
	漁村給排水施設	最長15年	
	特定の漁家住宅	最長15年	
	漁協経営強化機器整備	最長10年	
	初度的経営	最長5年	

■各種ローン商品

種類	使いみち	返済期間	融資額
マイカーローン (基金協会保証型)	自家用車購入・車検 運転免許取得費用	最長7年	300万円以内
マイカーローン (信用保険型)	自動車関連用品購入 車庫取得費用	最長5年	200万円以内
生活ローン	必要とする一切の資金	最長5年	200万円以内
教育ローン (基金協会保証型)	入学金、授業料、下宿代等	最長7年	300万円以内
教育ローン (信用保険型)		最長5年	200万円以内
住宅ローン	個人住宅新築、土地購入等	最長35年	所要資金の範囲内 (※全国保証利用の場合)
定積ローン	必要とする一切の資金	当該定期積金の満期日	200万円以内
共済ローン	漁協共済、生活総合共済	最長20年	200万円以内
カードローン	必要とする一切の資金	—	100万円以内

※上記ローンをご利用の際は、ご契約上の規定、ご返済方法、ご利用限度額等にご留意下さい。
 ※変動金利の金利変更は、原則として年2回（通常4月、10月）に行います。

■受託業務

- ① 株式会社 日本政策金融公庫（農林水産事業・国民生活事業）
- ② 独立行政法人 住宅金融支援機構
- ③ 独立行政法人 福祉医療機構

●為替・決済業務

■各種サービス

種 類	内 容
内国為替サービス	全国の金融機関への振込・代金取立を確実にを行います。
年金自動受取	国民年金・厚生年金等の年金がおお客様の貯金口座へ自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気・電話・水道・NHK受信料等の公共料金をはじめ、国税、県税、高校授業料、国民年金保険料等をおお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
収納代理	愛媛県税、松山市税、今治市税、宇和島市税、愛南町税の支払にご利用下さい。
キャッシュサービス	キャッシュカードを使って、県内はもちろん全国のMICS提携金融機関、セブン銀行・ゆうちょ銀行で現金を簡単に引き出すことができます。 更に、セブン銀行・ゆうちょ銀行のATMでは、現金の預入も可能になり、ますます便利になっています。 また、キャッシュカードは、従来の磁気ストライプカードに偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載した「ICキャッシュカード」の発行が可能となり、より一層セキュリティを強化したものとなっておりますので安心してご利用いただけます。
クレジットカード	マリンクレジットカードは、ショッピングやレジャーなどお客様のサイン一つでご利用になれる便利なカードです。
JFマリンネットバンクサービス	お手持ちの携帯電話・パソコンに接続されているインターネットから、残高照会、入出金明細照会、お振込、お振替など各種サービスを24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。 また、税金・保険料・公共料金などの支払いができるマルチペイメントネットワークによる収納サービス「Pay・easy（ペイジー）」もご利用できます。

手数料一覧

●内国為替の取扱手数料

区 分		本会本支所及び県内漁協宛		系統金融機関及び他行宛	
		文書扱い	電信扱い	文書扱い	電信扱い
振込手数料(1件につき)					
窓口利用	3万円未満	210円	200円	420円	525円
	3万円以上	420円		630円	735円
自動機利用	3万円未満	\	無料	\	210円
	3万円以上				
JFマリネット バンク利用	3万円未満				
	3万円以上				
送金手数料(1件につき)		420円		630円	
代金取立手数料(1通につき)				(普通扱)630円(至急扱)840円	
送金・振込組戻料(1件につき)		630円			
不渡手形返却料(1通につき)					
取立手形組戻料(1通につき)					
取立手形店頭呈示料(1通につき)					

- (注) 1. 上記手数料には、消費税(5%)が含まれております。
 2. 同地交換加盟金融機関支払場所の手形等の代金取立手数料は、当面免除します。

●自動機手数料

区 分	ご利用時間	手数料	区 分	ご利用時間	手数料	
県内 漁協 間	平日	9:00~18:00	県内 漁協 間 以 外	平日	9:00~18:00	105円
		18:00~19:00			105円	18:00~19:00
	受入	9:00~19:00		—	受入	9:00~19:00
土曜日	支払	9:00~14:00	土曜日	支払	9:00~14:00	105円
		14:00~17:00			105円	14:00~17:00
	受入	9:00~17:00		—	受入	9:00~17:00

- (注) 上記手数料には、消費税(5%)が含まれております。
 (注) 受入取引は、漁協・信漁連間でのご利用となります。

●両替手数料

お取扱枚数(※)	手数料
100枚以下	無料
101枚以上 1,000枚以下	315円
1,001枚以上 2,000枚以下	630円
2,001枚以上 3,000枚以下	945円
3,001枚以上	1,000枚増すごとに プラス315円

※ 「持込枚数合計」または「持帰り枚数合計」のいずれか多い方の枚数
(同一金種の新券への交換・記念硬貨の交換は、無料となります。)

社会的責任と貢献活動

漁協系統組織は、漁業者（組合員）が協同して経済活動を行い、相互の事業と暮らしの向上を図るだけでなく、協同組合原則の一つである「地域社会の発展のための貢献」を掲げ、国民への食料供給者としての役割を担っています。

当連合会といたしましても、金融面だけでなく愛媛県漁協女性部連合会の事務局団体として漁協女性部との連携のもと、次の3つのことを社会的責任と考え、環境保全・生活改善運動等に取り組んでいます。

- 美しい海浜を子孫に残す
- 健康的な暮らしを推進する
- 自然と共生する豊かな漁場環境を育む

これらの実践のために、主に①合成洗剤追放運動、②魚食普及活動、③植樹運動に取り組んでいます。

トピックス

- 平成20年10月 平成20年度第1回代理店連絡会議開催
- 平成20年11月 明浜漁協より信用事業を譲受け、代理店とする。
- 平成21年 2月 三浦漁協より信用事業を譲受け、代理店とする。
- 平成21年 2月 平成20年度 JF マリンバンク推進大会開催
- 平成21年 2月 JF マリンバンク基本方針等説明会開催
- 平成21年 3月 戸島漁協より信用事業を譲受け、代理店とする。
- 平成21年 6月 蔭淵漁協、日振島漁協より信用事業を譲受け、代理店とする。

資 | 料 | 編

業 績

●貯 金

本年度の貯蓄推進については、中期経営計画（18年度～20年度）のJFマリンバンク中期推進アクションプランに基づき、資金量の確保に取り組んできました。年3回、5ヶ月間実施の「20'マリンキャンペーン」は、新聞折り込みチラシによるPR、漁協それぞれで金利設定等の工夫をし、40億円の定期貯金、672件（約3億円）のジャンプ定積を獲得しました。

結果として、漁協貯金残高（信用事業自立26漁協）は、目標629億円に対し599億円（達成率95.2%、前年比104億円減）となり、信漁連貯金は、残高目標930億円に対し914億円（達成率98.3%、前年比39億円減）の実績となりました。

主な減少要因としては、年度末貯金残高の底上げ実施漁協の減少、信用事業譲渡に伴う借入金との相殺等ですが、キャンペーンを中心にJFマリンバンク系統役職員一丸となった推進により、信漁連貯金平残900億円の確保に努めました。

（単位：億円、%）

区 分	前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B)-(A)=(C)	20年度目標 (D)	増加率 (C)/(A)	目標達成率 (B)/(D)
残 高	953	914	△ 39	930	△ 4.1	98.3
平 均 残 高	939	914	△ 25	920	△ 2.7	99.3

●貸 出 金

本年度の貸出業務は、厳しい漁業環境により新規需要が伸び悩んだものの、制度資金を中心に会員、組合員の資金需要に対して適切な融資対応に努め、平残目標430億円に対して、428億円の実績となり、目標達成率99.5%の結果となりました。

期末残高実績は389億円となり、新規設備投資の抑制と購買関係資金の回収及び基金協会の代位弁済等により、前年度実績に対して35億円の減少となりました。

（単位：億円、%）

区 分	前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B)-(A)=(C)	20年度目標 (D)	増加率 (C)/(A)	目標達成率 (B)/(D)
残 高	424	389	△ 35	—	△ 8.3	—
平 均 残 高	449	428	△ 21	430	△ 4.7	99.5

●財務収支・自己資本比率

漁業を取り巻く厳しい環境の中、新規貸出の減少に伴う貸出残高の減少等を見据えた経営を実践し、少人数体制による人件費の抑制、事業管理費の削減に努めたものの、貸倒引当金の増加によって当初計画の達成には至りませんでした。当期利益金を計上することができました。

また、金融機関の安全性・健全性を示す自己資本比率は、「新 BIS 規制」に従った算定の結果、22.50%となり、国内基準（最低所要自己資本比率）の4%及び系統内ルールに示された漁協信用事業実施要件である8%を大きく上回り高い水準を確保しております。

（単位：百万円）

区 分	前年度残高 (A)	本年度末 (B)	増減 (B) - (A) = (C)
経 常 利 益	255	96	△ 159
当 期 剰 余 金	180	19	△ 161
自 己 資 本 比 率	22.51%	22.50%	△ 0.01%

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	19年度末	20年度末	科 目	19年度末	20年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	427	412	貯 金	95,332	91,408
預 け 金	54,757	53,510	当 座 貯 金	3	3
系統預け金	49,515	50,158	普 通 貯 金	13,484	11,441
系統外預け金	5,242	3,352	貯 蓄 貯 金	6	16
有 価 証 券	230	—	通 知 貯 金	405	310
外国証券	202	—	別 段 貯 金	23	869
株 式	28	—	定 期 貯 金	81,234	78,571
貸 出 金	42,421	38,882	積 立 定 期 貯 金	3	6
手形貸付金	15,937	13,430	定 期 積 金	174	192
証書貸付金	17,916	16,627	借 用 金	—	—
当座貸越	6,068	7,240	代 理 業 務 勘 定	—	0
金融機関貸付	2,500	1,585	そ の 他 負 債	449	485
そ の 他 資 産	447	535	貸付留保金	4	4
未決済為替貸	4	4	未払法人税等	48	69
前払費用	1	1	従業員預り金	38	34
未収収益	212	201	未決済為替借	3	3
その他の資産	230	329	未払費用	302	279
固 定 資 産	598	569	前受収益	50	40
有形固定資産	596	567	その他の負債	4	56
無形固定資産	2	2	諸 引 当 金	298	319
外 部 出 資	4,095	5,233	賞与引当金	17	16
系統出資	3,759	4,677	退職給付引当金	266	283
系統外出資	336	556	役員退職慰労引当金	15	20
繰延税金資産	130	145	繰延税金負債	—	—
債務保証見返	40	33	債 務 保 証	40	33
貸倒引当金	△ 175	△ 348	負 債 の 部 計	96,119	92,245
			(純資産の部)		
			会 員 資 本	6,841	6,726
			出 資 金	1,489	1,452
			利益剰余金	5,352	5,274
			利益準備金	1,678	1,733
			その他利益剰余金	3,674	3,541
			任意積立金	3,429	3,508
			当期末処分剰余金	245	33
			うち当期剰余金	180	19
			処分未済持分	—	—
			評価・換算差額等	10	—
			その他有価証券評価差額金	10	—
			純 資 産 の 部 計	6,851	6,726
合 計	102,970	98,971	合 計	102,970	98,971

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	19 年 度	20 年 度
経常収益	1,472	1,457
資金運用収益	1,321	1,309
貸出金利息	857	830
預け金利息	182	177
有価証券利息配当金	6	5
受入雑利息	0	0
受取奨励金	236	252
受取特別配当金	40	45
役員取引等収益	21	20
内国為替受入手数料	15	15
その他受入手数料	4	4
その他の役員取引等収益	2	1
その他事業収益	88	88
受取出資配当金	88	88
その他経常収益	42	40
株式等売却益	—	2
その他の経常収益	42	38
経常費用	1,217	1,361
資金調達費用	658	649
貯金利息	597	592
支払雑利息	1	1
支払奨励金	60	56
役員取引等費用	9	8
内国為替支払手数料	6	6
その他支払手数料	3	2
その他の役員取引等費用	0	0
その他事業費用	26	23
融資保険料	6	6
支払助成金	14	13
事業推進費	6	4
債権管理費	0	0
事業管理費	507	502
その他経常費用	17	179
貸倒引当金繰入	14	173
株式等償却	3	—
株式等売却損	—	6
その他の経常費用	0	0
経常特別利益	255	96
特別利益	0	0
固定資産処分益	—	0
特別損失	15	1
固定資産処分損失	0	0
減損損失	4	1
過年度役員退職慰労引当金繰入額	11	—
その他の特別損失	0	—
税引前当期利益	240	95
法人税、住民税及び事業税	65	86
法人税等調整額	△5	△10
当期剰余金	180	19
前期繰越剰余金	13	14
役員退任手当積立金取崩額	53	—
当期末処分剰余金	246	33

注 記 表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当ありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。

有価証券は、すべてその他有価証券（外部出資含む）であり、移動平均法による原価法又は償却原価法により評価を行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりです。

(1) 有形固定資産

建 物、 構 築 物：定率法を採用し、税法基準の160%の償却率によります。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率によります。

車 輦、器 具・備 品：定率法を採用し、税法基準の償却率によります。

ただし、器具・備品のうち、情報通信機器等の一部については、IT投資促進税制を適用し、初年度に特別償却を行っております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。

また、平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。

(2) 無形固定資産：定額法を採用し、税法基準の償却率によります。

本会利用のソフトウェアについては、会内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

ただし、少額ソフトウェアについては、3年間で均等償却を適用しております。

3. 引当金の計上方法は次のとおりです。

(1) 貸倒引当金は、「経理規程」、「資産自己査定実施要領」及び「償却及び引当金計上基準」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づく繰入額が税法基準で容認される限度額を下回る場合は、税法基準により算出した金額を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- (2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき必要額を計上しております。
- (3) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、「常勤理事退任慰労金支給内規」、「非常勤理事退任等慰労金支給に関する内規」、「常勤監事退任慰労金支給内規」及び「非常勤監事退任等慰労金支給に関する内規」に基づく事業年度末の要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法は次のとおりです。
 所有権移転外ファイナンス・リースのうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。
6. 当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会 企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用しております。
 なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。
7. 棚卸資産の評価基準は、従来は最終仕入原価法による原価法によっておりましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されることに伴い、当事業年度から最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法)により算定することに変更しております。
 なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の減価償却累計額は928,185,068円、圧縮記帳累計額は56,770,116円です。なお、当事業年度圧縮記帳額はありません。
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電話機の一部についてはリース契約により使用しております。
3. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------------|
| 担保に供している資産 | |
| 系統預け金 | 9,000,000,000円 |
| 系統外預け金 | 500,000,000円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 未決済為替借 | 3,246,365円 |
4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は5,590,837,640円です。
 ただし、総合口座取引における当座貸越又は貯金を担保とする貸出金(担保とされた貯金の額を超えないものに限る。)は、この限りではありません。
5. 理事及び監事に対する金銭債務の総額はありません。
 ただし、貯金はこの限りではありません。
6. リスク管理債権の内訳
- (1) 貸出金のうち、破綻先債権額は30,165,052円、延滞債権額は7,933,993,449円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった

貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

(2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,000,000円です。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は227,460,000円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,201,618,501円です。

なお、上記6.(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 当事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり特別損失に計上しております。

(1) グルーピングの方法

業務用固定資産については、本所を共用資産とし、管理会計の最小区分である支所単位でグルーピングするとともに、遊休資産及び賃貸資産については、物件毎に個別の資産グループとしております。

(2) 当事業年度において減損損失を認識した資産グループ

場 所	用 途	種 類	減損損失
愛南町	遊休資産	土地・建物	597,128円

(3) 減損損失の認識に至った経緯

愛南事務所については、将来の用途が定まっておらず、かつ回収可能価額が低下したため、これらの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

愛南事務所の回収可能価額については正味売却価額としており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

V. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の売却等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
10,604,605円	1,577,255円	6,123,402円

(2) 外部出資のうち、時価のない有価証券（株式）の内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

出 資 先	貸借対照表計上額
株式会社全国漁協オンラインセンター	158,100,000円
南レク株式会社	952,500円

VI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

①退職給付債務	282,634,295円
②退職給付引当金	282,634,295円
③費用処理されていない過去勤務債務	0円
④費用処理されていない会計基準変更差異	0円

(3) 退職給付費用の内訳

①通常の退職給付費用	19,599,627円
②過去勤務債務の費用処理額	0円
③会計基準変更時差異の費用処理額	0円
④臨時に支払った割増退職金等	0円

(4) 退職給付債務等の計算基礎は、事業年度末における職員の自己都合退職による要支給額です。

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,705千円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された平成21年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は55,305千円となっております。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、以下のとおりであります。

	平成20年3月31日現在	平成21年3月31日現在
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	17,301,777円	74,892,921円
固定資産減損	29,819,306円	30,005,013円
賞与引当金	5,419,402円	5,007,912円
未納事業税否認	3,869,182円	5,183,716円
退職給付引当金損金算入限度超過額	71,130,540円	79,289,263円
役員退職慰労引当金	3,182,520円	4,391,728円
減価償却限度超過額	53,311,495円	54,861,633円
その他有価証券評価差損	-	-
その他	4,356,197円	967,447円
繰延税金資産小計	188,390,419円	254,599,633円
評価性引当額	△ 53,586,375円	△ 109,289,662円
繰延税金資産合計	134,804,044円	145,309,971円
繰延税金負債		
株式等評価差益	△ 4,532,236円	-
繰延税金負債合計	△ 4,532,236円	-
繰延税金資産の純額	130,271,808円	145,309,971円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は、以下のとおりであります。

	平成20年3月31日現在	平成21年3月31日現在
法定実効税率	31.1%	31.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%	1.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 11.9%	△ 9.6%
住民税均等割等	1.1%	2.6%
評価性引当額の増減	-	58.7%
その他	3.8%	△ 4.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.0%	79.9%

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

IX. その他の注記

該当ありません。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	19 年 度	20 年 度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	—	95
減価償却費	—	31
減損損失	—	1
貸倒引当金の増加額	—	173
退職給付引当金の増加額	—	17
その他の引当金・積立金の増加額	—	4
資金運用収益	—	△ 1,309
資金調達費用	—	649
有価証券関係損益	—	4
固定資産処分損益	—	0
貸出金の純増減	—	3,540
預け金の純増減	—	△ 4,000
貯金の純増減	—	△ 3,924
教育情報資金	—	△ 15
事業分量配当金の支払額	—	△ 60
その他	—	△ 52
資金運用による収入	—	1,310
資金調達による支出	—	△ 672
小 計	—	△ 4,208
法人税等の支払額	—	△ 65
事業活動によるキャッシュ・フロー	—	△ 4,273
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の売却による収入	—	11
有価証券の償還による収入	—	200
固定資産の取得による支出	—	△ 3
固定資産の売却による収入	—	0
外部出資による支出	—	△ 1,138
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△ 930
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	—	15
出資金の払戻しによる支出	—	△ 52
出資配当金の支払額	—	△ 22
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△ 59
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	0
5 現金及び現金同等物の増加額	—	△ 5,263
6 現金及び現金同等物の期首残高	—	18,683
7 現金及び現金同等物の期末残高	—	13,420

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	19年度	20年度
当期末処分剰余金	246	33
剰余金処分数額	217	25
利 益 準 備 金	55	10
任 意 積 立 金	80	—
(うち特別積立金)	(50)	(—)
(うち債権保全積立金)	(30)	(—)
出 資 配 当 金	22	15
事 業 分 量 配 当 金	60	—
次期繰越剰余金	29	8

- (注) 1. 出資金の配当は、年1.0%の割合です。
 2. 次期繰越剰余金に含まれる水産業協同組合法第55条第7項に掲げる教育情報資金の額は、2,000,000円であります。

貯 金

●種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円)

項 目	19年度末		20年度末		
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
当座性貯金	当座貯金	3	0.0%	3	0.0%
	普通貯蓄貯金	13,484	14.2%	11,441	12.5%
	通知貯金	6	0.0%	16	0.0%
	別段貯金	405	0.4%	310	0.3%
	計	23	0.0%	869	1.0%
定期性貯金	定期貯金	13,921	14.6%	12,639	13.8%
	うち固定自由金利定期	81,234	85.2%	78,571	86.0%
	うち変動自由金利定期	81,234	85.2%	78,571	86.0%
	積立定期貯金	0	0.0%	0	0.0%
	定期積金	3	0.0%	6	0.0%
計	174	0.2%	192	0.2%	
合 計	81,411	85.4%	78,769	86.2%	
貯金者区分残高	95,332	100.0%	91,408	100.0%	
員 内	組合員直接預り	75,763	79.5%	66,022	72.2%
	計	5,450	5.7%	6,410	7.0%
	地方公共団体	81,213	85.2%	72,432	79.2%
	金融機関	313	0.3%	482	0.5%
員 外	その他	—	—	—	—
	計	13,806	14.5%	18,494	20.3%
合 計	14,119	14.8%	18,976	20.8%	

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

●科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

項 目	19年度		20年度		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
流動性貯金	7,294	7.8%	7,548	8.2%	254
定期性貯金	86,058	91.6%	83,164	91.0%	△ 2,894
その他の貯金	577	0.6%	702	0.8%	125
計	93,929	100.0%	91,414	100.0%	△ 2,515
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	93,929	100.0%	91,414	100.0%	△ 2,515

(注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

(注2) 定期性貯金=定期貯金+積立定期貯金+定期積金

●財形貯蓄残高

該当ありません。

貸 出 金

●種類別・用途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	19年度末		20年度末		増 減		
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比			
割 引 手 形	—	—	—	—	—		
手 形 貸 付	15,937	37.6%	13,430	34.5%	△ 2,507		
証 書 貸 付	17,916	42.2%	16,627	42.8%	△ 1,289		
当 座 貸 付	6,068	14.3%	7,240	18.6%	1,172		
金 融 機 関 貸 付	2,500	5.9%	1,585	4.1%	△ 915		
合 計	42,421	100.0%	38,882	100.0%	△ 3,539		
固 定 金 利 貸 出	41,707	98.3%	38,244	98.4%	△ 3,463		
変 動 金 利 貸 出	714	1.7%	638	1.6%	△ 76		
設 備 資 金	12,695	29.9%	11,600	29.8%	△ 1,095		
運 転 資 金	29,726	70.1%	27,282	70.2%	△ 2,444		
貸出者区分残高	員 内	会 員	31,945	75.3%	28,433	73.1%	△ 3,512
		組合員直接貸付	7,178	16.9%	8,584	22.1%	1,406
		計	39,123	92.2%	37,017	95.2%	△ 2,106
	員 外	地方公共団体	23	0.1%	17	0.0%	△ 6
		金 融 機 関	2,500	5.9%	1,585	4.1%	△ 915
そ の 他		775	1.8%	263	0.7%	△ 512	
	計	3,298	7.8%	1,865	4.8%	△ 1,433	

●科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

項 目	19年度		20年度		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
割 引 手 形	—	—	—	—	—
手 形 貸 付	16,444	36.6%	14,891	34.8%	△ 1,553
証 書 貸 付	19,349	43.1%	17,714	41.4%	△ 1,635
当 座 貸 付	6,848	15.3%	7,686	18.0%	838
金 融 機 関 貸 付	2,237	5.0%	2,495	5.8%	258
合 計	44,878	100.0%	42,786	100.0%	△ 2,092

●貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	19年度末	20年度末	増 減
貯 金 等	9,793	10,569	776
有 価 証 券	—	—	—
動 産	80	84	4
不 動 産	4,169	4,380	211
そ の 他 担 保 物	—	—	—
担 保 計	14,042	15,033	991
漁 信 基 保 証	17,940	15,906	△ 2,034
そ の 他 保 証	1,267	1,234	△ 33
保 証 計	19,207	17,140	△ 2,067
信 用	9,172	6,709	△ 2,463
合 計	42,421	38,882	△ 3,539

●債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	19年度末	20年度末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	11	9	△ 2
不 動 産	1	—	△ 1
そ の 他 担 保 物	—	—	—
担 保 計	12	9	△ 3
漁 信 基 保 証	—	—	—
信 用	28	24	△ 4
合 計	40	33	△ 7

●業種別貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	19年度末		20年度末		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
農 林 水 産 業	7,012	16.5%	8,284	21.3%	1,272
製 造 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業	8	0.0%	—	—	△ 8
金 融 ・ 保 険 業	25,220	59.5%	19,546	50.3%	△ 5,674
不 動 産 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	9,225	21.7%	10,472	26.9%	1,247
地 方 公 共 団 体	23	0.1%	17	0.0%	△ 6
そ の 他	933	2.2%	563	1.5%	△ 370
合 計	42,421	100.0%	38,882	100.0%	△ 3,539

有 価 証 券

●種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	19年度		20年度		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—
外 国 証 券	200	91.3%	172	92.5%	△ 28
株 式	19	8.7%	14	7.5%	△ 5
受 益 証 券	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	219	100.0%	186	100.0%	△ 33

●有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
	平成19年度末							
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	202	—	—	—	—	—	—	202
株 式	—	—	—	—	—	—	28	28
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
平成20年度末								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—

●有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

■有価証券

(単位：百万円)

保有目的	19年度末			20年度末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	215	230	15	—	—	—
合計	215	230	15	—	—	—

本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

①その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

■金銭の信託

該当ありません。

●保有有価証券の利回り

(単位：%)

種類	19年度	20年度
国債	—	—
地方債	—	—
社債	—	—
以上平均	—	—

●オフバランス取引の状況

金融派生商品(債券先物オプション、債券店頭オプション、債券先物)は該当ありません。

●先物取引の時価情報

該当ありません。

●オプション取引の時価情報

該当ありません。

受託業務・為替業務等

●受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	19年度末	20年度末
株式会社日本政策金融公庫	118	96
独立行政法人住宅金融支援機構	828	746
独立行政法人福祉医療機構	2	2
合 計	948	844

●内国為替の取扱実績

(単位：百万円、件)

項 目	19年度		20年度		
	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向	
種	送 金・振 込 (件数)	(74,237)	(54,639)	(71,096)	(51,543)
	金 額	127,325	112,475	118,508	109,517
類	代 金 取 立 (件数)	(857)	(699)	(762)	(537)
	金 額	6,508	5,951	2,905	2,178
	計 (件数)	(75,094)	(55,338)	(71,858)	(52,080)
	金 額	133,833	118,426	121,413	111,695

平 残 ・ 利 回 り 等

●粗利益

(単位：百万円、%)

区 分	19年度	20年度
資 金 運 用 収 益	1,321	1,309
資 金 調 達 費 用	658	649
資 金 運 用 収 支	663	660
役 務 取 引 等 収 益	21	20
役 務 取 引 等 費 用	9	8
役 務 取 引 等 収 支	12	12
そ の 他 事 業 収 益	88	88
受 取 出 資 配 当 金	88	88
受 取 助 成 金	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 事 業 収 益	—	—
そ の 他 事 業 費 用	26	23
そ の 他 事 業 収 支	62	65
事 業 粗 利 益	737	737
事 業 粗 利 益 率	0.77	0.79

(注) 1. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支

2. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

●業務純益

(単位：百万円)

項 目	19年度	20年度
業 務 純 益	104	124

(注) 業務純益=事業粗利益-経費(人件費・物件費・税金)-一般貸倒引当金繰入額

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

区 分	19年度			20年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	96,311	1,321	1.37	93,284	1,309	1.40
貸 出 金	44,878	857	1.91	42,786	830	1.94
預 け 金	51,214	458	0.89	50,312	474	0.94
有 価 証 券	219	6	2.74	186	5	2.69
資 金 調 達 勘 定	93,929	658	0.70	91,414	649	0.71
貯 金 ・ 定 積	93,929	658	0.70	91,414	649	0.71
借 用 金	—	—	—	—	—	—
貯 金 原 価 率	1.25			1.26		
総 資 金 利 ざ や	0.25			0.20		

(注) 1. 貯金原価率=貯金利息+支払奨励金+経費/貯金平残×100

2. 総資金利ざや=総資金運用利回り-総資金原価率

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	19年度増減額	20年度増減額
受 取 利 息	187	△ 12
うち貸出金	49	△ 27
うち有価証券	△ 7	△ 1
うち預け金	145	16
支 払 利 息	184	△ 9
うち貯金等	184	△ 9
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差 引	3	△ 3

(注) 増減額は、前年度対比です。

●経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	19年度	20年度
人 件 費	321	317
役員報酬	37	37
給料手当	197	192
賞与引当金戻入	△ 17	△ 17
賞与引当金繰入	17	16
福利厚生費	63	63
退職給付費用	20	20
役員退職慰労引当金繰入	4	6
旅 費 交 通 費	12	14
業 務 費	62	62
負 担 金	42	40
施 設 費	53	52
貯 金 保 険 料	4	4
雑 費	4	4
税 金	9	9
合 計	507	502

諸 指 標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、□)

項 目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
経常収益	1,249	1,220	1,257	1,472	1,457
経常利益	270	247	243	255	96
当期剰余金	221	144	163	180	19
出資金	1,460	1,469	1,477	1,489	1,452
出資□数	14,596	14,689	14,771	14,887	14,517
純資産額	6,602	6,643	6,759	6,851	6,726
総資産額	110,115	109,934	109,300	102,930	98,938
貯金等残高	102,846	102,663	101,906	95,332	91,408
貸出金残高	53,281	51,270	44,486	42,421	38,882
有価証券残高	1,113	629	238	230	—
剰余金配当額	90	45	82	82	15
出資配当の額	15	15	22	22	15
事業利用分量配当の額	75	30	60	60	—
職員数	47人	44人	45人	45人	41人
単体自己資本比率	30.18%	23.68%	21.70%	22.51%	22.50%

(注) 残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

●経営諸指標 (貯貸率等・利益率)

(単位：百万円)

項 目	19年度末	20年度末	
貯 貸 率	期 末 残 高	44.5%	42.5%
	期 中 平 均 残 高	47.8%	46.8%
貯 預 率	期 末 残 高	57.4%	58.5%
	期 中 平 均 残 高	54.5%	55.0%
貯 証 率	期 末 残 高	0.2%	0.0%
	期 中 平 均 残 高	0.2%	0.2%
— 従 業 員 当 り	貯 金 残 高	2,118	2,229
	貸 出 金 残 高	943	948
— 店 舗 当 り	貯 金 残 高	23,833	22,852
	貸 出 金 残 高	10,605	9,721

項 目	19年度末	20年度末
総資産経常利益率	0.25%	0.10%
資本経常利益率	3.73%	1.39%
総資産当期利益率	0.18%	0.02%
資本当期利益率	2.63%	0.27%

(注1) 総資産経常(当期)利益率=経常(当期)利益/総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100

(注2) 資本経常(当期)利益率=経常(当期)利益/資本勘定平均残高×100

自己資本の充実の状況

●自己資本調達手段の概要に関する事項

■自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員等ご利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成21年3月末における自己資本比率は、内部留保に努めるとともに業務の効率化等に取り組んだ結果、22.50%となりました。

■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資により調達しており、出資金額は、1,452百万円（前年度1,489百万円）となっています。

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの発生・増加に備えて、安定的な自己資本比率を維持する観点から、増資並びに内部留保による自己資本の充実を図っております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

●信用リスクに関する事項

■標準的手法に関する事項

当連合会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること
- ③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること
- ④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引及び長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、現資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当連合会では、証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

●出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当連合会においては、これらを①「その他有価証券」、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに運用会議を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックしています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これら評価等は、株式については、その他有価証券として時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて減損処理しております。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

●金利リスクに関する事項

■金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（貸出金、有価証券、貯金等）が、金利変動により発生するリスク量をいいます。

当連合会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当連合会では当座性貯金の額の50%を満期5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算出しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算出しています。

●自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	19年度	20年度	項 目	19年度	20年度
出資金	1,489	1,452	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち非累積的永久優先出資	—	—			
期限付優先出資	—	—	告示第5条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
回転出資金	—	—			
資本準備金	—	—	告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	—	—
利益準備金	1,678	1,733			
任意積立金	3,429	3,509			
繰越剰余金	12	13			
その他有価証券の評価差損	—	—	控除項目不算入額	—	—
当期剰余金	233	19	控除項目 計 (D)	—	—
処分未済持分	—	—	自己資本額		
外部流失予定額	△ 82	△ 15	(E=C-D)	6,879	6,818
営業権相当額	—	—	リスク・アセット (F)	30,556	30,302
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—	資産(オン・バランス)項目	29,137	28,884
			オフ・バランス取引等項目	37	28
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,382	1,390
基本的項目 計 (A)	6,759	6,711			
土地の再評価額から再評価の直前の帳簿価額を控除した額の45%に相当する額	—	—			
一般貸倒引当金	120	107			
負債性資本調達手段等	—	—			
告示第5条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—	自己資本比率		
補完的項目不算入額	—	—	(E) / (F)	22.51%	22.50%
補完的項目 計 (B)	120	107	(参 考)		
自己資本総額 (C=A+B)	6,879	6,818	(A) / (F)	22.11%	22.14%

- (注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号「漁業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。
2. 当連合会は、信用リスク・アセットの算出にあっては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当連合会は、証券化取引、派生商品取引及び長期決済期間取引について取り扱わない方針であり、当該取引に係る表示を省略しております。

●自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	19年度			20年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	448	—	—	449	—	—
我が国の政府関係機関向け	665	67	3	592	59	2
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び証券会社向け	71,926	16,389	56	65,330	14,334	573
法人等向け	1,588	1,588	64	1,359	1,359	54
中小企業等・個人向け	111	83	3	294	221	9
抵当権付住宅ローン	142	50	2	99	35	1
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	24	19	1	22	17	1
漁業信用基金協会等保証	8,882	888	36	9,901	990	40
上記以外	10,618	10,090	404	12,308	11,897	476
合計	94,404	29,174	1,167	90,354	28,912	1,156

(注)「エクスポージャーの期末残高」は、信用リスク削減後エクスポージャー残高を記載しています。

●オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

19年度			20年度		
粗利益額	オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で除して得た額	所要自己 資本額	粗利益額	オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で除して得た額	所要自己 資本額
a	$b=a \times 15\% \div 8\%$	$c=b \times 4\%$	a	$b=a \times 15\% \div 8\%$	$c=b \times 4\%$
737	1,382	55	742	1,390	56

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

●所要自己資本額

(単位：百万円)

19年度		20年度	
リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額	リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額
a	$b=a \times 4\%$	a	$b=a \times 4\%$
30,556	1,222	30,302	1,212

●信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区分	19年度末			20年度末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
法人						
卸売・小売業	8	8	—	—	—	—
金融・保険業	78,717	23,666	201	72,083	19,572	—
サービス業	6,266	6,266	—	7,772	10,516	—
地方公共団体	48	48	—	49	17	—
その他	7,795	7,795	—	6,337	2,553	—
個人	4,772	4,772		6,354	6,324	
固定資産等	5,525			6,724		
合計	103,131	42,555	201	99,319	38,982	—

(注)1. 全て国内取引です。

- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
- 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。
- 残高は、信用リスク削減効果適用前の残高です。

●信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区分	19年度末			20年度末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1年以下	65,327	23,958	201	64,056	22,484	—
1年超3年以下	4,739	4,539	—	4,161	4,161	—
3年超5年以下	789	789	—	686	686	—
5年超7年以下	3,047	3,047	—	5,119	5,119	—
7年超	7,722	7,722	—	4,947	4,947	—
期限の定めなし	21,507	2,500	—	20,350	1,585	—
合計	103,131	42,555	201	99,319	38,982	—

(注)1. 全て国内取引です。

- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

●3月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

区 分		19年度末	20年度末
法 人	農 林 水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	建 設 業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	卸 売 ・ 小 売 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—
	不 動 産 業	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—
	地 方 公 共 団 体	—	—
	そ の 他	—	—
個 人	98	65	
合 計	98	65	

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「延滞エクスポージャーの期末残高」には、基金協会保証付債権は含まれていません。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	19年度				20年度						
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	
			目的使用	その他				目的使用	その他		
一 般 貸 倒 引 当 金	128	120	—	128	120	120	107	—	120	107	
個 別 貸 倒 引 当 金	34	55	—	34	55	55	241	—	55	241	
法 人	農 林 水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸 売 ・ 小 売 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	170	—	—	170
	地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	34	55	—	34	55	55	71	—	55	71	

(注) 全て国内取引です。

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		19年度	20年度
法 人	農 林 水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	建 設 業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	卸 売 ・ 小 売 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—
	不 動 産 業	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—
	地 方 公 共 団 体	—	—
	そ の 他	—	—
個 人	—	—	
合 計	—	—	

●信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

区 分		19年度末			20年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	—	876	876	—	860	860
	10%	—	9,547	9,547	—	10,493	10,493
	20%	—	69,420	69,420	—	63,745	63,745
	35%	—	142	142	—	99	99
	50%	201	13	214	—	13	13
	75%	—	111	111	—	294	294
	100%	15	14,075	14,090	—	14,846	14,846
	150%	—	4	4	—	4	4
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合 計		216	94,188	94,404	—	90,354	90,354

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	19年度末		20年度末	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び証券会社向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	77	—	311
抵当権付住宅ローン	—	5	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	39	—	44
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	—	944	—	637
合 計	—	1,065	—	992

(注)「適格金融資産担保」には、貸出金と自会貯金の相殺は含まれていません。

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	19年度末		20年度末	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	28	28	—	—
非 上 場	4,095		5,233	
合 計	4,123	28	5,233	—

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

区 分	19年度			20年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	—	—	4	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	4	—	—	—

●貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

区 分	19年度末		20年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	13	—	—	—
非 上 場	2	—	—	—
合 計	15	—	—	—

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

区 分	19年度末		20年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

●金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	19年度末	20年度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	△ 326	△ 238

リスク管理情報等

●リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	19年度末	20年度末	増 減
リスク管理債権総額 (A)=①+②+③+④	3,972	8,201	4,229
破綻先債権額 ①	163	30	△ 133
延滞債権額 ②	3,802	7,934	4,132
3ヶ月以上延滞債権額 ③	7	10	3
貸出条件緩和債権額 ④	0	227	227
保全額合計 (D)=(B)+(C)	3,963	7,973	4,010
担保・保証付債権額 (B)	3,907	7,732	3,825
貸倒引当金残高 (C)	56	241	185
保 全 率 (D)／(A)	99.77	97.22	△ 2.55

(注1) 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

(注2) 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいいます。

(注3) 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2、注3に掲げるものを除く。)をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「貸倒引当金残高(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

●金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	19年度末	20年度末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,498	1,032	△ 466
危 険 債 権	2,467	6,933	4,466
要 管 理 債 権	7	237	230
不 良 債 権 額 合 計 (A)	3,972	8,202	4,230
正 常 債 権	38,582	30,779	△ 7,803
保 全 額 合 計 (D) = (B) + (C)	3,963	7,973	4,010
担 保 ・ 保 証 付 債 権 額 (B)	3,907	7,732	3,825
貸 倒 引 当 金 残 高 (C)	56	241	185
保 全 率 (D) / (A)	99.77	97.21	△ 2.56

(注1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額(B)」は、「金融再生法開示債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「貸倒引当金残高(C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	19年度					20年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	128	120	—	128	120	120	107	—	120	107
個別貸倒引当金	34	55	—	34	55	55	241	—	55	241
合 計	162	175	—	162	175	175	348	—	175	348

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	19年度	20年度
貸出金償却額	—	—

財務諸表の正確性等にかかる確認書

謄 本

確 認 書

- 1 私は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、適正に表示されていることを確認しました。

- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成21年6月18日

愛媛県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長 高 取 武 則 ⑩

営業店のご案内		
店舗名	所在地	電話番号・FAX番号
本所	松山市二番町4丁目6番地2	TEL (089) 933-8714 FAX (089) 941-6956
●中島代理店	松山市小浜甲2824番地	TEL (089) 997-0144 FAX (089) 997-0153
●北条代理店	松山市北条辻1456番地	TEL (089) 992-0129 FAX (089) 992-0132
西条支所	西条市朔日市893番10	TEL (0897) 55-4194 FAX (0897) 55-4153
●大島代理店	新居浜市大島甲1591番地	TEL (0897) 46-1005 FAX (0897) 46-1007
●壬生川代理店	西条市壬生川547番地7	TEL (0898) 64-2019 FAX (0898) 64-6769
●河原津代理店	西条市河原津甲241番地5地先	TEL (0898) 66-5032 FAX (0898) 66-5036
今治支所	今治市恵美須町1丁目4番地3	TEL (0898) 31-0039 FAX (0898) 31-8660
●魚島代理店	越智郡上島町魚島1番地第2	TEL (0897) 78-0021 FAX (0897) 78-0331
●弓削代理店	越智郡上島町弓削下弓削839番地3	TEL (0897) 77-2121 FAX (0897) 77-2027
●関前代理店	今治市関前岡村甲80番地第2	TEL (0897) 88-2001 FAX (0897) 88-2002
宇和島支所	宇和島市築地町2丁目507番地	TEL (0895) 22-1232 FAX (0895) 22-2651
●明浜代理店	西予市明浜町狩浜1番耕地215番地	TEL (0894) 65-0311 FAX (0894) 65-0313
●下灘代理店	宇和島市津島町嵐番外23番地2	TEL (0895) 35-0221 FAX (0895) 35-0324
●北灘代理店	宇和島市津島町北灘甲1032番地	TEL (0895) 32-2850 FAX (0895) 32-4503
●蔭淵代理店	宇和島市蔭淵1122番地	TEL (0895) 63-0321 FAX (0895) 63-0429
●戸島代理店	宇和島市戸島2218番地	TEL (0895) 64-0001 FAX (0895) 64-0279
●日振島代理店	宇和島市日振島1682番地	TEL (0895) 65-0321 FAX (0895) 65-0413
●三浦代理店	宇和島市三浦西3566番地1	TEL (0895) 29-0231 FAX (0895) 29-0474
●久良代理店	南宇和郡愛南町久良1200番地2	TEL (0895) 72-1225 FAX (0895) 72-4546